家屋および敷地 の譲渡(耐震) (様式 1-1) ▽老人ホーム等に居住の場合▽

※特例対象となる家屋および敷地の譲渡は下記の家屋です。

(主なもののみ記載していますので、申請前に税務署にお確かめください。)

□家屋の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であるもの (建築年月日: 年 月 日) ※建物の「登記事項証明書」または「閉鎖事項証明書」で確認してください ※税務署に現行の耐震基準に適合していることの証明書を提出する必要があります							
□譲渡日が被相続人の死亡日(<u>令和 年 月 日)</u> から3年経過日の属する年の12月31日までのもの ※「売買契約書」・「除票住民票(除かれた住民票)」で確認してください (譲渡日: <u>令和 年 月 日</u>)							
このチェックシートで書類をチェックし,申請時に提出してください。 ※①~⑥の番号は申請書に添付する【提出書類の確認表】の番号と同じです。							
	添付する必要書類/入手先/確認事項・注意点等						
	被相続人の住民票の除票 (除かれた住民票) ※死亡まで2カ所以上の施設に入所 していた場合は戸籍の附票を提出 してください 【 → □ 戸籍の附票 】 ※施設入所後に住民票を移していなかった場合は相続の開始直前まで施設に入所していたことを確認できる書類を提出 ・被相続人の死亡による施設の退去日が分かる書類 ・亡くなった月まで利用料金を支払っていたことが分かる領収書や通帳の写し等など	市役所1階	□ 相続発生日(死亡日) (令和 年 月 日) □ 被相続人が相続直前まで施設に居住 し、施設入所直前は当該家屋に一人で 居住していた □ 死亡時の居住地が施設である □ 施設入所直前の居住地が申請の家屋であ □申請書と合っている (被相続人の氏名・住所、相続発生日)				
(i)	要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類のコピー (下記のいずれか) 口介護保険被保険者証,障害福祉サービス受給者証 口要介護認定等の決定通知書 口市の要介護認定等を受けていたことを証する書類 口要介護認定等に関する情報を含む施設の記録等(介護サービス計画書,サービス提供記録等)		□ 要介護・要支援・障害支援区分等 の認定を受けている □ 要介護・要支援 (介護保険法) □ 障害認定 (障害者総合支援法)				
(6) (ii)	施設入所時の契約書のコピー 「《代替書類》利用料金の領収書や 、入所していた施設の記録等 、※施設名称、所在地、施設区分が ・確認できるものに限る → 複数の施設に移り住んでいた場 合は入所していた全ての施設の 契約書を提出してください 、入所前の要件、施設の 要件を満たせば適用対象	_	□施設名称、所在地、種類等 ■施設名(□所在地(□下記のいずれかに該当する施設である □認知症対応型共同生活援助事業の住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームまたは有料老人ホームロ介護老人保健施設、介護医療院ロサービス付き高齢者向け住宅□障害者支援施設、共同生活援助住宅				

2	家屋の相続人全員の住民票 《譲渡後に取得したもの》 ※施設入所の直前から譲渡までの住所がわかるもの 〉住民票に代えて相続人の戸籍の附票でも可 〉住民票で施設入所の直前から譲渡までの住所が確認できない場合は戸籍の附票 ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合 ・被相続人の死亡時以降2回以上転居している場合など 〉国外に居住している場合は、公的機関発行の住民票相当の住所、居所等を証明する書類	各相続人の 居住地の 市役所, 区役所など	□施設入所の直前から譲渡まで申請家屋に 被相続人以外の居住者がいなかった □施設入所直前から譲渡までの住所が当該 家屋以外の住所になっている □申請書の「申請者」「他の相続人」と 住民票の「住所、氏名」が合っている
3 🗆	家屋又は敷地の売買契約書 のコピー 全ページのコピーを 提出してください >売買契約書で引渡日が確認でき ない場合は譲渡日が確認できる 登記事項証明書(コピー不可)	_	□家屋等の譲渡日(<u>令和 年 月</u> □売買契約書「引渡し日」が申請書「譲渡日」 □契約者(売り主)が申請者である
4	□家屋の登記事項証明書 >家屋が未登記または相続登記が 未了の場合や換価分割の場合は,遺産分割協議書等 □敷地の登記事項証明書	法務局 函館地方 合同庁舎 3階	□家屋と敷地のいずれも相続した 相続人の数 □申請書「申請被相続人居住用家屋またはその敷 地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所」 と一致
5	(i)~(iii)のいずれか	(相続~	譲渡)事業・貸付け・居住の用に供されていない
	口(i)電気, ガス, 水道いずれ かの使用中止日(閉栓日, 契約廃止日等)が確認でき る閉栓証明書等 (代替書類) 閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求	電力会社, ガス会社, 企業局など	□電気 □ガス □水道 □閉栓日,契約廃止日等の日付が相続開始 日(死亡日)以降のものである (閉栓等の日 令和 年 月 日)
	書,支払い証明書 ・合理的に利用停止が判断でき支払 対象が死亡日から取壊日までの間 の期間のもの	1	
	□(ii)宅建業者の広告	仲介業者	□「現況空き家」等の表示がある
	□(iii)その他空家であったことを 確認できる書類(相続~譲渡)		□市が認める者(不動産管理会社等)が空家として管理を行っていたことの証明書□空き家バンク登録済み□その他

6 (iii)	ア〜ウのいずれか	□施設入所後, 相続直前まで被相続人が家屋を使用し, かつ, 他の事業等や被相続人以外の居住に供されていない			
	□ア 電気, ガス, 水道いずれかの使用中止日(閉栓日, 契約廃止日等)が確認できる閉栓証明書等 →相続時まで契約継続されていることが確認できるもの (《代替書類》閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求書, 支払い証明書 合理的に利用停止が判断でき 支払対象が死亡日から取壊日までの間の期間のものに限る	電力会社, ガス会社, 企業局など 「一人所後も死亡日まで被相続人が契約者(支払者)となっている 「※ 契約名義(支払人)が明確でない場合 「家屋の一定使用は認められるが事業の用等」に供されていないことが確認できないので ・市の認める者(不動産管理会社等)が家屋の管理を行っていたことの証明書 ・不動産所得がないことを確認できる地方税の所得証明書 「等を提出してください → ウにその他で記載) 「別栓等の日付が相続開始日(死亡日)以降のものである			
	□イ 入所した施設が保有する家屋へ の外出等の記録のコピー	(<u>閉栓日 令和 年 月 日</u>) □被相続人の記録である □外出,外泊先が当該空家である			
	□ウ その他用件を満たしていること が確認できる書類	□家屋を宛先住所とする被相続人宛の 郵便物等 □相続後の家財の処分に関する領収書等 □その他 ()			
	※郵送申請の場合 返信用封筒(2通分)	※遠方で窓口に来られない場合は郵送での申請が可能です ※交付手数料の払込書と審査後の確認書の送付用の 2通分 必要 です ※ 申請者の住所・氏名を記入し切手 を貼ってください			
	交付手数料納付の希望金融機関 □銀行 □郵便局(□道内 □道 外)	主な指定金融機関(銀行) 「北洋銀行・青森みちのく銀行・北海道銀行 ・北陸銀行・北海道労働金庫 ※審査後,市から郵送される納付書でお納めください			